

**防災ラジオ貸与申請はお済みですか？**

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。

☎**防災危機管理課**  
TEL 23-7284



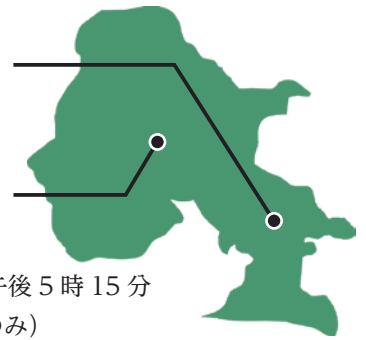
☎**石岡本庁舎** TEL 23-1111 (代)

〒 315-8640  
石岡市石岡一丁目1番地1

☎**八郷総合支所** TEL 43-1111 (代)

〒 315-0195  
石岡市柿岡5680番地1

**開庁時間**：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分  
※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



**くらし・手続き**

**農業経営リスクに備え  
収入保険加入を！**

▼収入保険は品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少や市場価格の下落など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する公的な保険です。令和6年からは、加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入が可能になりました。また、保険方式のみで補償割合を最大9割にできるタイプも登場し、加入しやすくなりました。詳しくは、最寄りの農業共済組合へ。  
☎**いばらき広域農業共済組合**  
つくば支所 収入保険課  
TEL 029・839・0164



**住民税（均等割）非課税世帯へ  
価格高騰重点支援給付金の  
申請は10月31日（火）まで**

▼7月に申請書類を郵送で受け取ってから、まだ申請していない場合は、お早め

に手続きしてください。  
☎**社会福祉課**  
TEL 23・5569  
**良好な景観形成に向けて  
寄附のお願い**  
▼「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業」では、皆さまからの寄附などの財源を、市民が行う修景事業（地域の景観づくり）に寄与する活動への補助に使用し、石岡らしい景観づくりにつなげています。現在、歴史的建造物や茅葺き民家などの修景事業を9件実施しています。今後もご支援をお願いします。詳しくはこちら  
☎**都市計画課**  
TEL 23・5523



**空き地管理のお願い**

▼雑草が生い茂ると、害虫の発生や不法投棄の原因となり、付近に住む人の迷惑になります。また、不法投棄された場合、土地の所有者が処理することになりますので、定期的な見回りや除草などをお願いします。

☎**生活環境課**  
TEL 23・7301  
（八郷地区の相談）  
☎**総務課（内線1123）**  
**完了検査を受けましょう**  
▼都市計画法第29条の規定に基づき開発許可を受けた場合、工事完了時に市長に完了届を提出し、完了検査を受ける必要があります。※検査済証の交付を受けていないと、将来の増改築や用途の変更などの際に支障が生じることがあります。  
☎**建築住宅指導課**  
TEL 23・5526  
**空家バンクに  
登録しませんか？**  
▼空家バンクは、空家を売りたい・貸したいと考える所有者と、買いたい・借りたいと考える利用希望者の橋渡しをする制度です。空家をお持ちの人はお気軽にご相談ください。  
※空家の状況によっては、登録できない場合があります。  
☎**建築住宅指導課**  
TEL 23・5526

**広告掲載欄**

**広告掲載欄**

くらし・手続き

難病患者に福祉見舞金

対象者／令和5年10月1日現在、市内に住所があり、難

病患者（指定難病特定医療費助成の対象338疾病該当者）で継続的治療が必要と診断された人

金額／1人につき年額3万円

申請方法／10月2日（閉庁日）

6年3月29日（閉庁日）は除く）に必要書類を添付の上、窓口へ直接または郵送で申請

※期間内に申請がない場合は支給できません。

申請場所／①社会福祉課

②市民窓口課

社会福祉課

Tel 23・5569

忘れてませんか？

国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続き

▼加入・脱退するときは、世帯主や後期高齢者本人の14日以内の届出が必要です。

手続きが必要な場合

①職場の健康保険からの脱

退・加入

②転入・転出

③出生・死亡

※保険税（料）の納付は口座振替が便利です。

国民健康保険

Tel 23・5557（国保）

Tel 23・7318（後期）

国民健康保険に

ついてはこちら

から▼

後期高齢者医療

についてはこちら

から▼



年金生活者支援給付金

対象者／①世帯員全員が市

民税非課税で、年金収入額

とその他所得額の合計が約

88万円以下の65歳以上の老

齢基礎年金受給者

②前年の所得額が約472万

円以下の障害基礎年金・遺

族基礎年金受給者

請求方法／①新たに給付金の

対象になる人には、9月上

旬頃から日本年金機構より

請求案内が届きます。

②これから年金を受給し始め

る人は、年金請求手続きと

併せて手続きしてください。

日本年金機構「給付金専用

ダイヤル」

Tel 0570・054092

10月は土地月間です

土地取引の後には届出を

一定面積以上の土地取引を

行うと、届出が必要です。

届出が必要な面積／

・市街化区域2000㎡以上

・市街化区域以外の都市計画

区域5000㎡以上

・それ以外の区域1万㎡以上

届出が必要な取引／売買、交

換、共有物持分の譲渡、一

時金を伴う地上権、賃借権

の譲渡または設定など

届出期限／契約締結日から2

週間以内

※詳細は問い合わせ

せまたは市ホー

ムページから▼

政策企画課

Tel 23・7277



高浜・瓦会郵便局で

証明書が取得できます

▼代理人の請求も可能ですが

委任状が必要な場合もあります。

日時／月々金午前9時～午後

5時（祝・年末年始を除く）

①戸籍謄本・抄本450円

②戸籍附票謄本・抄本300円

③住民票謄本・抄本300円

④印鑑登録証明書300円

※印鑑登録証を持参

⑤税関係証明書（納税証明書・

所得証明書・課税（非課税）

証明書）各300円

市民課 Tel 23・7307

住宅・土地統計調査に

ご協力を

▼この調査は住生活に関する

調査で、全国約340万世

帯を対象としています。調

査の結果は、住生活基本計

画や、耐震・防災を中心と

した都市計画づくりなどに

幅広く利用されます。

調査員が地区を巡回しチラ

シを配布した後、対象世帯

を訪問して調査票の配布・

回収などを行います。回答

方法は、原則、郵送または

インターネットですが、調

査員による回収も可能です。

政策企画課

Tel 23・7277

広告掲載欄

広告掲載欄